

# ご旅行条件書(国内募集型企画旅行)

■お申し込みの際は必ず印刷の上この旅行条件書をお読みください。

■この書面は旅行業法第12条の4に定めるところの取引条件の説明書面及び同法第12条の5に定めるところの契約書面の一部となります。

## [1] 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、近江トラベル株式会社（以下「当社」といいます。）が企画・募集・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- (2) 旅行契約の内容・条件は、募集広告・パンフレット又はホームページ・本旅行条件書・本旅行出発前にお渡しする確定書面（最終旅行日程表）及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。
- (3) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができる手配・旅程管理することを引き受けます。

## [2] 旅行のお申し込み及び契約成立

- (1) ①当社②当社の受託営業所（①②を併せて「当社」といいます。）にて当社のお申込書に所定の事項を記入し、下記のお申込金または旅行代金を添えてお申込みいただきます。申込金は「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれの一部または全部として取扱います。
- (2) お申込金（おひとり）

旅行代金	お申込金（お一人様）
日 帰 り 旅 行	全 領
20,000円未満	5,000円以上
20,000円以上50,000円未満	10,000円以上
50,000円以上100,000円未満	20,000円以上
100,000円以上	旅行代金の20%

(3) 当社は、電話・郵便及びファクシミリ、電子メール、インターネットおよびその他の通信手段（以下「電話等」といいます）による旅行契約の予約のお申込みを受付することができます。この場合当社が電話等による旅行契約の予約の承諾の旨通知した翌日から起算して3日以内にお申込書とお申込金を支払っていただきます。この期間内にお申込書とお申込金の支払いがなされない場合は、当社は予約はなかったものとして取り扱います。

(4) 旅行契約は当社が契約の締結を承諾し、お申込金を受領したときに成立するものとします。

- (5) 団体・グループ契約
- ①当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者（以下「契約責任者」といいます。）を定めて申し込んだ募集型企画旅行契約の締結については本項②～⑤の規定を適用します。
- ②当社は、契約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者（以下「構成者」といいます。）の募集型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取扱いは、当該契約責任者との間で行います。
- ③契約責任者は当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- ④当社は契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- ⑤当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

## [3] お申込み条件

- (1) 20歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。また、旅行開始時点で15歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただく場合があります。
- (2) 特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申込みをお断りする場合があります。
- (3) 身体に障害のある方、健康を害している方、妊娠中の方、補助犬をお連れの方、その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申込み時にお申し出ください。当社は可能な限り合理的範囲でこれに応じます。なお、この場合利用機関等の求めにより医師の診断書を提出していただく場合があります。又、現地事情や運送・宿泊機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、同伴者／介助者の同行などを条件とさせていただくか、お客様の同意の上、コースの一部内容を変更させていただくか、又はご負担の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。
- (4) お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置を取らせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。
- (5) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。但し、コースにより別途条件でお受けすることができます。
- (6) お客様のご都合により旅行の行程から離団される場合は、その旨および復帰の有無、復帰の予定日等の書面による連絡が必要です。
- (7) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りすることができます。
- (8) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、お申込みをお断りすることができます。
- (9) その他当社の業務上の都合があるときには、お申込みをお断りする場合があります。

## [4] 通信契約により、旅行契約の締結をされるお客様との旅行条件

- 当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員（以下「会員」といいます。）により所定の伝票への会員の署名なくして旅行代金のお支払いを受けること】を条件に「電話・郵便・ファクシミリ、その他の通信手段」による旅行のお申込みを受ける場合があります。
- (1) 通信契約についても当社「旅行業約款募集型企画旅行契約の部」に準拠します。
- (2) 本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。

(3) 通信契約のお申込みに際し、会員は、お申込みをしようとする「企画旅行の名称」、「出発日」、「会員番号」、「カード有効期間」等を当社にお申込みいただきます。

(4) 通信契約による旅行契約は、当社がお申込みを承諾する通知を発した時に成立します。ただし、当社が、e-mail等の電子承諾通知による方法により通知する場合は、その通知がお客様に到達した時に成立するものとします。電話によるお申込みの場合は、お申込みを当社が受託した時に成立するものとします。また、郵便・ファクシミリその他の通信手段によるお申込みの場合は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立するものとします。

(5) 通信契約を締結しようとする場合にあって、会員の有するクレジットカードが無効である等により、旅行代金等に係わる債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、旅行の契約締結の拒否をさせていただく場合があります。

(6) 当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受けています。この場合、カード利用日は旅行契約成立日とします。

(7) 携帯情報端末（モード等）ならびにインターネット等のIT関連情報通信技術を利用して旅行申し込みをお受けする場合は旅行日程、旅行サービスの内容、その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面、契約書面又は確定書面の交付に代えて情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項を提供したときは、会員の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認いたします。

(8) 会員の通信機器に前(7)にかかる記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項を記録し、会員が記載事項を閲覧したことを確認します。

## [5] 契約書面及び最終旅行日程表

(1) 第2項(4)に定める契約の成立後は、本旅行条件書は契約書面の一部となります。

(2) 当社は、お客様に集合時刻・場所・利用運送機関・宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を予め契約書面に記載した場合を除き、遅くとも旅行開始日の前日までに交付します。

ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前に当たる日以降に募集型企画旅行のお申込みがなされた場合にあっては、旅行開始日までに交付します。

(3) 当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、本項(1)における当該契約書面の、本項(2)における当該最終旅行日程表に記載するところに特定されます。

## [6] 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行出発日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前に支払っていただきます。

旅行開始日の前日起算でさかのぼって13日目にあたる日以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定

## 近江トラベル株式会社

〒522-0010滋賀県彦根市駅東町15番1 近江鉄道ビル1階  
觀光庁長官登録旅行業第2027号 (一社)全国旅行業協会会員

する期日までにお支払いいただけます。

## [7] 旅行代金の適用

- (1) 参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上（航空機利用コースは満3歳以上）12歳未満の方は、こども代金となります。
- (2) 旅行代金は、各コースごとに表示してございます。出発日とご利用人数で確認ください。

## [8] 旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金（注釈のないかぎりエコノミークラス）、宿泊費、食事代、旅行取扱料金及び消費税等諸税。
- (2) 添乗員が同行するコースでは、この他に添乗員経費、団体行動に必要な心配を含みます。上記諸費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても払戻はいたしません。

## [9] 旅行代金に含まれないもの

- 第8項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示いたします。
- (1) 超過手荷物料金（規定の重量・容量・個数を超える分について）
- (2) クリーニング代、電報電話料、追加飲食費等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料
- (3) 旅行日程中の「自由行動」「自由見学」「別料金」「お客様負担」等と記載される箇所・区間の入場料金・交通費
- (4) お一人部屋を使用される場合の追加代金
- (5) ご希望者のみ参加されるオプショナルプラン（別途料金の小旅行）の代金
- (6) お客様自身の希望により生ずる日程に含まれないその他の追加料金（見学料・食事代・写真代・交通費等）
- (7) ご自宅から発着地までの交通費・宿泊費

## [10] 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約の締結後であっても、天災地変、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、官公署の命令など、当社の関与し得ない事由により、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れが極めて大きい場合は当該旅行の実施を取止めか、又はお客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容その他、旅行契約の内容を変更することができます。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後に理由をご説明いたします。

## [11] 旅行代金の額の変更

- 当社は旅行契約成立後であっても、次の場合には旅行代金を変更いたします。
- (1) 利用する運搬機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額される場合、当社はその増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増額又は減額します。但し、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様にその旨を通知します。
- (2) 当社は本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
- (3) 第10項により契約内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加または減少したときは、当該旅行サービスを行っているにもかからず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額の範囲内で旅行代金の額を変更することができます。但し、当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスの提供に対しても、取消料・違約料その他の既に支払い又はこれから支払わなければならぬ費用はお客様の負担とします。
- (4) 当社は運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場合において、旅行契約の成立後に、当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、パンフレット等に記載したところにより旅行代金の額を変更することができます。

## [12] お客様の旅行契約の解除・払戻し

- (1) お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。但しこの場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、所定の金額の手数料とともに当社に提出していただきます。

## [13] お客様による旅行契約の解除・払戻し

- (1) 旅行開始前
- ① お客様は第15項に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。この場合、当社は既に收受している旅行代金（あるいは申込金）から所定の取消料を差し引いた額を払い戻します。取消料を申込金までまかなえないときは、差額を申し受けます。なお、表でいう「旅行契約の取消日」とは、当社の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。
- ② お客様は下記に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。
- a. 契約内容の重要な変更が行われたとき
- b. 第11項に基づき、旅行代金が増額改訂されたとき
- c. 天災地変、暴動、運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止、官公署の命令その他の事由により旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき
- d. 当社がお客様に対して、別途定める期日までに、最終旅行日程表を交付しなかったとき
- e. 当社の責に帰すべき事由により契約書面に従った旅行実施が不可能となったとき

(2) 旅行開始後

- ① お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。
- ② お客様の責に帰すべき事由により最終旅行日程表に従った旅行サービスの提供が受けられない場合には、お客様は取消料を支払うことなく当該不可能となった旅行サービス提供に係わる部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は、旅行代金のうちお客様が当該受領することができなくなつた部分に係る金額から当該旅行サービスに対して取消料・違約料その他の既に支払い、またはこれから支払わなければならぬ費用に係る金額（当社の責に帰すべき事由によるものでない場合に限ります。）を差し引いたものをお客様に払い戻します。

## [14] 当社による旅行契約の解除

- (1) 旅行開始前
- ① お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することができます。このときは取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。
- ② 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することができます。
- a. お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年令・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないとき
- b. お客様が病気その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき
- c. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき
- d. お客様の人数が契約書面に記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前（日帰り旅行は3日目にあたる日より前）に旅行中止のご通知をいたします。
- e. スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のないように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき
- f. 天災地変、暴動、運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止、官公署の命令その他の事由により契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能になったとき、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき
- ③ 当社は本項①により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金（あるいはお申込金）から違約料を差し引いて払い戻します。
- また、本項②により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金（あるいはお申込金）の全額を払い戻します。

(2) 旅行開始後

- ① 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することができます。
- a. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
- b. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示に従わないとき、またはこれらの者または同行する他の旅行者に対する暴行または脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。